

議 第 2 3 号 議 案

最低賃金を時給1,000円以上に改善することを求める意見書の提出
について

最低賃金を時給1,000円以上に改善することを求める意見書を別紙のとおり、
富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年12月10日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 大 谷 順 子

賛成者 同 根 岸 操

同 加 藤 久美子

同 金 子 勝

提 案 理 由

労働者の生活の安定と地域経済の活性化の実現を図る理由から、最低賃金を時給
1,000円以上に改善することを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づ
き政府に対して提出するため、この案を提出します。

最低賃金を時給1,000円以上に改善することを求める意見書

政府が11月24日に経済財政諮問会議を開き、名目GDP（国内総生産）600兆円を目指す緊急対応策の一環として、最低賃金について年率3%程度をめどとして名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す目標を立てたと報道されました。

埼玉県内の820円の最低賃金を年3%ずつ毎年引き上げる場合、1,000円を超えるのは2022年になります。

現在、最低賃金で働く県内の労働者の月収は1日8時間、22日の労働でわずか14万4320円です。月収25万円を得るには1日12時間、26日もの労働が必要です。1日8時間の労働では生活を支えることができず、子どもと過ごす時間も、自らの睡眠の時間も犠牲にして働かざるを得ない実態があります。「労働者の生活の安定」に資する最低賃金法の趣旨に照らして、早急な改善が求められます。

また、最低賃金の改善は地域経済の活性化に大きく影響します。時給820円が1,000円に改善されることによって増額する1人当たり賃金の月額額は3万1000円以上となり、それが地域で消費されることは、地域経済の底上げに直結します。

よって、富士見市議会は、中小・零細企業、社会福祉関連の事業所などには賃上げのための助成措置を講じつつ、時給1,000円以上の最低賃金を全国で実現することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様
財務大臣 麻生太郎様
経済産業大臣 林 幹雄様